

## 第3章 大学改革の取組

### 第1節 自主・自律的な大学運営の実現

#### 第1 法人化の意義

大学全入時代の到来、国・地方を通じた財政の健全化に向けた取組など、大学を取り巻く社会環境の変化の中で、県立3大学が21世紀の大学間競争において個性を輝かせるためには、大学の使命である教育研究活動の充実・活性化を図り、その成果を内外に積極的に発信するとともに、公立の大学として地域社会との連携を強化することにより、魅力あふれる大学づくりを推進する必要がある。

こうした諸課題を克服するために、公立大学法人化を行い、自己決定・自己責任の下で民間の経営的手法を活用しながら、自主・自律的な大学運営が可能となる体制を整備することとする。

#### 第2 公立大学法人の設立

##### 1 運営組織等

本県が新たに設立する公立大学法人は、厳しい競争的環境の下、自己決定・自己責任の原則に従い自主・自律性を発揮することにより、競争力のある、魅力あふれる大学づくりに取り組んでいくものであることから、県立3大学を設置運営する法人にふさわしい運営体制を整備することとする。

##### (1) 法人の名称

公立大学法人の名称については、県立3大学を設置運営する本県の法人にふさわしい「愛知県公立大学法人」とする。

##### (2) 法人設立の時期

公立大学法人の設立の時期は、平成19年4月とする。

##### (3) 事務所（法人本部）の所在地

法人本部の所在地は、県立3大学間の連絡調整を円滑に行うことができ、かつ、所要スペースと利便性の面から、県立大学に置く。

#### (4) 役員体制

##### ア 理事長と学長の関係

本県にあっては、1法人の中で県立3大学を設置運営し、大学改革の着実な推進と地方独立行政法人法(以下「法」という。)の下で義務化された目標、計画、評価、改善の一連のマネジメントサイクルによる戦略的な大学運営を図っていくため、学長とは別に専任の理事長を配した、いわゆる分離型を採用する。

##### イ 理事長、副理事長、理事及び監事

理事長を始めとする役員体制については、経営と教育研究とのバランスや一体性に留意した、必要最小限の体制とする。この場合において、県立3大学の学長は、法に基づき副理事長となる。

また、理事及び監事については、役員体制の強化や開かれた大学運営を目指し、経営や教育研究に高い識見を有する学外者を任用することとする。

##### 【役員の定数及び任期】

区 分	定 数	任 期
理 事 長	1人	4年
副理事長	3人(学長)	学長任期
理 事	3人以内	2年
監 事	2人以内	2年

#### (5) 役員会(仮称)

役員会については、法において、国立大学法人と異なり定めはないが、本県の公立大学法人は県立3大学を設置運営する形態であるため、県立3大学の調整を図るとともに、法人の運営に関する意思決定の適正化、透明性の確保の観点から、役員会(仮称)を設置する。

##### 【役員会(仮称)の構成員、審議事項、権限等】

区 分	内 容
構 成 員	理事長、副理事長及び理事
審議事項	中期目標についての知事に対する意見及び年度計画に関する事項 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 職員の人事の方針及び基準に関する事項 など
権限、役割	・役員会は、上記の事項について審議の上、議決を行う。 ・理事長は、上記の事項については、役員会の議を経て決定する。

#### (6) 経営審議会(仮称)

経営審議会(仮称)は、法に基づき、公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として置くこととし、法人運営において内外の幅広い意見を求めるため、

委員には、理事長を始めとする役員のほか、法人の経営に関し識見を有する学外者や学内教学関係者を参画させる。

【経営審議会（仮称）の委員の人数及び構成、審議事項等】

区 分	内 容
委員の人数	13人以内
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事長、副理事長及び理事</li> <li>・学内教学関係者（各大学から1人）</li> <li>・学外有識者</li> </ul>
任 期	2年（役員にあっては、当該職にある期間）
審議事項	中期目標についての知事に対する意見に関する事項のうち法人の経営に関する事項 中期計画及び年度計画に関する事項のうち法人の経営に関する事項 会計規程、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の法人の経営に係る重要な規程の制定改廃に関する事項 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 職員の人事の方針及び基準に関する事項のうち法人の経営に関する事項 など

（7）教育研究審議会（仮称）

教育研究審議会（仮称）は、法に基づき、大学の教育研究に関する重要事項を全学的な観点から審議する機関として、大学ごとに置くこととし、教育研究、地域連携など大学運営を支える重要な役割を果たすため、委員には、学長を始めとする学内教学関係者のほか、学長の判断により、大学の教育研究に関し識見を有する学外者が参画できるようにする。

【教育研究審議会（仮称）の委員の人数及び構成、審議事項等】

区 分	内 容
委員の人数	15人以内
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学長</li> <li>・学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織及び事務組織の長</li> <li>・学内教学関係者</li> <li>・学外有識者</li> </ul>
任 期	2年（学長、学部長等にあっては、当該職にある期間）
審議事項	中期目標についての知事に対する意見のうち教育研究に関する事項 中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に関する事項 学則その他の教育研究に係る重要な規程の制定改廃に関する事項 教員人事の方針及び基準に関する事項（経営に関する事項は除く） 教育課程の編成に係る方針に関する事項 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 など

#### (8) 学長選考委員会（仮称）

学長選考委員会（仮称）は、法に基づいて、大学ごとに置き、経営審議会（仮称）及び教育研究審議会（仮称）において選出された者で構成する。委員の構成としては、両審議機関から同人数を選出する。

【学長選考委員会（仮称）の委員の人数及び構成】

区 分	内 容
委員の人数	各大学とも6人
委員の構成	・経営審議会(仮称) : 3人 ・教育研究審議会(仮称) : 3人

#### (9) 教授会

教授会は、学校教育法に基づき、学部の教育研究において重要な役割を果たしていく機関である。その審議事項については、法人化により設置される教育研究審議会（仮称）との役割の調整を行い、また、学部の円滑な運営に資するため、教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業その他在籍に関する事項、学位の授与に関する事項等とする。

#### (10) 事務組織

法人本部の事務組織については、簡素化を前提に、総務・人事・企画・広報、経営・予算・財務部門を所管する組織を設置するとともに、企画・広報・経営に関する専門知識を有する事務職員の配置を検討する。

大学の事務組織については、総務・人事・財務事務の法人本部への集中化による合理化や一元化を図るとともに、学生サービスの向上のため、学生・教務事務に習熟した事務職員の配置や窓口の統合などに努める。

### 2 人事制度

現在、県立3大学の教職員は、公務員としての身分を有し、地方公務員法等の適用を受けているが、公立大学法人化によって非公務員化され、法人独自の人事制度が可能となることから、教育研究活動の活性化に資することを基本に据え、新たな人事制度を構築する。

#### (1) 教員の人事制度

##### ア 任用

教育研究の質的向上と教員の効率的配置を目指し、教員の能力を最大限に活用できる柔軟な任用制度を整備する。

また、多様な人材の確保、他大学との人事交流機会の拡大などによる教育研究

活動のより一層の活性化及び発展を促すために、各大学の特色を考慮の上、任期制の導入を検討する。その際には、大学の教員等の任期に関する法律の趣旨を踏まえ、目的、効果、分野及び範囲を検討することとする。

#### イ 採用公募

法人による採用公募手続の一元化を図り、学外からも分かりやすい採用公募制度を確立することとする。

#### ウ 成績評価

平等と年功に基礎付けられた従来の人事システムに代えて、実績に基づく公平な処遇を実現することが、教育と研究の質的向上に役立つものと考えられる。

このため、成績評価制度を導入することとし、大学教員に共通して期待される「教育活動、研究活動、学内運営、社会貢献」の4分野を評価要素として掲げ、公平かつ適正な制度を構築することとする。

また、評価結果については、各教員の努力と実績が反映され、各教員のインセンティブが高められるような措置を講ずることとする。

#### エ 給与

給与及び退職手当の支給基準については、法で社会一般の情勢に適合したものとすることとされていることから、現行制度にとらわれることなく、業務内容や成績評価が適正に反映される制度の構築を目指す。

なお、年俸制の導入については、任期制と併せて検討する。

#### オ 兼業及び労働時間

非公務員化により、兼業規制が緩和され、また、裁量労働制を始めとする労働時間制度の選択が可能となることなどから、各教員の教育研究活動の活性化に資するため、適正かつ合理的な制度を導入する。

#### カ 人事委員会（仮称）

教員の人事について、公平性、客観性及び透明性を確保するためには、採用、昇任及び成績評価を適正に審査する機関として、各大学に人事委員会（仮称）を設置する。

### （2）事務職員の人事制度

公立大学法人化により、経営部門、学生・教務部門ともに業務の専門性が求められることから、法人経営や企画立案に参画できる職員及び大学特有の事務に習熟し

た職員の確保について、中長期的な展望に立った事務職員の採用計画等人事方針を策定することとする。

また、大学管理業務コストの縮減を図るため、大学の業務内容により、非常勤職員の採用や人材派遣、アウトソーシングの導入を検討する。

給与については、他の国公立大学などの例を参考にしながら、成績評価制度の導入と合わせて、適正な制度を構築する。

なお、法人化後は、当分の間、県からの派遣職員で対応することとする。

### 3 財務会計制度

公立大学法人の大学運営等に必要な財産的基礎を確立し、企業会計原則に基づく柔軟な財務会計制度を構築するとともに、財務情報の公開により法人運営の透明性を高め、効率的な業務の運営を図っていくものとする。

#### (1) 財産的基礎

設立団体である本県は、公立大学法人の業務運営に必要な財産的基礎を確立するため、土地・建物等の資産を出資する。

なお、具体的な資産の範囲及び移管の方法、時期については、資産の現況のみならず、大学の管理運営上の必要性、将来的な利活用を踏まえた整理を行う。

#### ア 土地

土地については、大学キャンパスとして必要な敷地を精査の上、資産評価を行い、出資する。

なお、土地区画整理事業の施行地区の土地については、当面、貸付とし、換地処分後に資産評価を行い、出資する。

#### イ 建物

大学として必要な建物は、資産評価の上、原則として公立大学法人の設立時に  
出資するが、芸術大学校舎は、当面、貸付とし、改修完了後に出資することとする。

教職員住宅、公舎など福利厚生施設については、近年の住宅事情や交通の利便性の向上から、原則として廃止することとするが、大学敷地内の施設については、法人化後の新たな利活用を前提に出資することも考えられる。

#### ウ その他

美術品、楽器、図書等の物品については、適正な評価を行った上で、また、寄贈品や寄付金については、寄付者の意向を踏まえ、譲渡する。

## (2) 会計制度

企業会計原則に基づき、発生主義による会計制度を整備するとともに、法人本部に会計管理業務を集約するなど、合理的な組織体制の下で事務の効率化、簡素化を図る。

また、行政サービス実施コスト計算書を含めた財務諸表の作成、公表により、法人運営の透明性、公開性を確保するとともに、他の公立大学法人との比較検討が可能となる一定のセグメント情報を開示し、経営指標の数値化及び経営分析を行い、より効率的な大学運営を目指す。

## (3) 財源の確保

### ア 運営費交付金

本県は、公立大学法人の業務運営の効率化を促すため、経費節減の目標を数値化した効率化係数の導入など、一定の算定ルールに基づく運営費交付金制度を創設し、法人の業務に必要な財源措置を講ずることとする。

なお、具体的な交付金の算定方法については、教育研究等の大学業務の確実な実施や運営の効率化など、改革後の大学の魅力づくりの視点を踏まえて、検討する。

また、法人の各事業年度に生じた利益については、翌事業年度において中期計画に定める使途に充当できるようにすることを検討する。

### イ 施設整備費

本県は、公立大学法人に出資財産の適正な管理保全を行わせるため、これに必要な財源措置を講ずることとする。

なお、本県は、老朽化した芸術大学校舎の改修について、厳しい財政状況を踏まえ、年次計画を作成の上、貴重な芸術的資産の価値を損なわないことに配慮し、計画的な整備を検討する。

### ウ 授業料等

授業料を始めとする学生納付金の上限は、他の国公立大学の例を参考に設定することとする。

なお、将来的な課題として、公立大学法人化による財務諸表及びセグメント情報を踏まえ、学生納付金のあり方について検討する必要がある。

また、授業料の減免制度については、主たる財源が県税であることに鑑み、受益者負担の原則に基づき、免除要件の見直しを行うこととする。

## エ 外部資金の確保

各大学における自主・自律的な教育研究活動を推進するため、受託研究や科学研究費補助金等を含めた外部資金の積極的導入に努め、自己資金を確保する必要がある。

## 第3 目標（計画）と評価

現在の県立3大学における大学運営は、教育・研究などについての目標や達成度を全体的に評価するシステムが制度化されておらず、県民から見えにくいものとなっている。公立大学法人制度では、目標（計画）・評価制度を導入することとされていることから、目標の設定、計画の作成、実施、実績の評価及び目標（計画）の見直しというサイクルを通じて、継続的な教育・研究の質の向上及び業務運営の改善・効率化を図っていく必要がある。

### 1 中期目標等

#### (1) 中期目標

中期目標は、法に基づき、設立団体の長（知事）が議会の議決を経て、公立大学法人に中期目標期間（6年間）で達成すべき、大学の教育・研究等に関する目標を当該法人に示すこととされている。

中期目標の策定に当たっては、大学における教育・研究の質の向上、業務運営の改善などの事項について適正かつ効果的な内容を定めるとともに、重要な事項について具体的な数値目標を設定することとする。

#### (2) 中期計画

中期計画は、知事が中期目標として指示した目標を達成するための具体的計画であり、中期目標に基づき、県立3大学の特性、実情を考慮し、公立大学法人が作成するものである。

中期計画の作成に当たっては、法人は、大学ごとに立案された教育・研究等の充実改善に関する事項及び内容を精査するとともに、中期目標期間中における達成年次の明示など、できる限り具体的な到達すべき数値目標を盛り込む必要がある。

#### (3) 年度計画

年度計画は、中期計画に記載された事項を達成するため、公立大学法人が作成する年度ごとの実施計画である。

年度計画の作成に当たっては、中期計画が確実に実施されるように、明確かつ具体的に記載する必要がある。

## 2 評価制度

### (1) 評価委員会

第三者機関による公正、適正かつ客観的な評価を行うため、法に基づき、知事の附属機関として、公立大学法人の評価に特化した、外部有識者による評価委員会を設置する。

### (2) 評価

評価委員会は、様々な角度から総合的な評価を行うことを基本に据え、評価に当たっては、県民の理解が得られるよう、計画の進捗率や達成度が検証される合理的かつ客観的な評価基準と手続を定めることとする。

また、その評価結果は、次期中期目標の作成、運営費交付金の算定などへ適切に反映できるようにする。

### (3) 評価情報の公表

公立大学法人は、法において、中期計画、年度計画、業務実績の評価結果等について公表が求められていることから、適切かつわかりやすい内容、方法で公表や情報提供を行うことにより、透明性を確保し、県民と地域社会への説明責任を果たす必要がある。